社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団
デイサービスくにうみ　重要事項説明書

当事業所は、老人福祉法による特別養護老人ホームに併設されている指定居宅サービスの中の（介護予防）認知症対応型通所介護事業所で、介護保険法による指定を受けています。
（洲本市指定　第　２８９１５００１９７　号）

当事業所はご利用者に対して（介護予防）認知症対応型通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

１　事業者の概要

（１）法　人　名	社会福祉法人　兵庫県社会福祉事業団
（２）法人所在地	神戸市西区曙町１０７０
（３）電 話 番 号	０７８－９２９－５６５５
FAX 番 号	０７８－９２９－５６８８
（４）代　表　者	理事長　村上　恵一
（５）設立年月日	昭和３９年７月１日
（６）ｲﾝﾀｰﾈｯﾄｱﾄﾞﾚｽ	http:/www.hwc.or.jp/

２　事業所の概要

（１）事業の種類	指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業 平成２８年１１月１日指定
（２）事業所の名称	デイサービスくにうみ
（３）事業所の所在地	兵庫県洲本市下加茂１丁目６－６
（４）電 話 番 号	０７９９－２２－３３４４
FAX 番 号	０７９９－２２－１１８８
（５）事業所の代表者	特別養護老人ﾎｰﾑ くにうみの里　所長　北川　裕訓
（６）管　理　者	堺　直樹
（７）開設年月日	平成２８年１１月１日
（８）利 用 定 員	１２名
（９）併設の事業	介護老人福祉施設 （介護予防）短期入所生活介護 居宅介護支援
(10) 事業の実施地域	洲本市

(11) 営業日・営業時間

営　業　日	月曜日～金曜日 （ただし、祝祭日と１２月２９日～１月３日を除く）
営業時間	８時４５分～１７時３０分
サービス提供時間	９時１５分～１６時３０分

R8.6.1　改訂

（12）職員の配置状況

事業所では、ご利用者に対して（介護予防）認知症対応型通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞

職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職員の職種	常勤		非常勤		員数	指定基準	兼務の内容
	専従	兼務	専従	兼務			
管理者		1 (0.5)			1 (0.5)	1	居宅介護支援事業所 管理者兼務
生活相談員		2 (1.0)			2 (1.0)	1	介護職員兼務 （介護福祉士）
介護職員	2 (1.0)	2 (1.0)	1		5 (2.0)	2	２名相談員兼務
機能訓練指導員		2			2 (0.1)	1	看護師兼務

()内は常勤換算

（13）居室等の概要

（含　共用の部分）

居室・設備の種類	面　　積	備　　考
食堂及び機能訓練室	104.22 ㎡	
相談室	30.81 ㎡	共用
浴室	8.83 ㎡	
事務室	86.97 ㎡	共用
便所	9.08 ㎡	
その他（静養室）	8.77 ㎡	

３　事業の目的と事業所の運営方針

（１）目的

介護保険法令に従い、ご利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、（介護予防）認知症対応型通所介護サービスを提供します。

（２）運営方針

ご利用者の人権やその人らしさを尊重し、常にご利用者の立場に立った居宅サービスの提供に努め、ご利用者が有する個々の能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目指した運営をします。

R8.6.1　改訂

４　利用開始からサービス提供までの流れ

（１）ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、利用開始後に作成するそれぞれのサービスに係る介護計画（以下「個別サービス計画」という。）に定めます。

利用開始後、即座に具体的なサービスを提供しますが、正式な「個別サービス計画」策定に要する期間が必要なため、その間のサービス提供は、暫定的なものですから速やかに正式な「個別サービス計画」を策定するよう努めます。

利用開始からサービス提供までの流れは次の通りです。

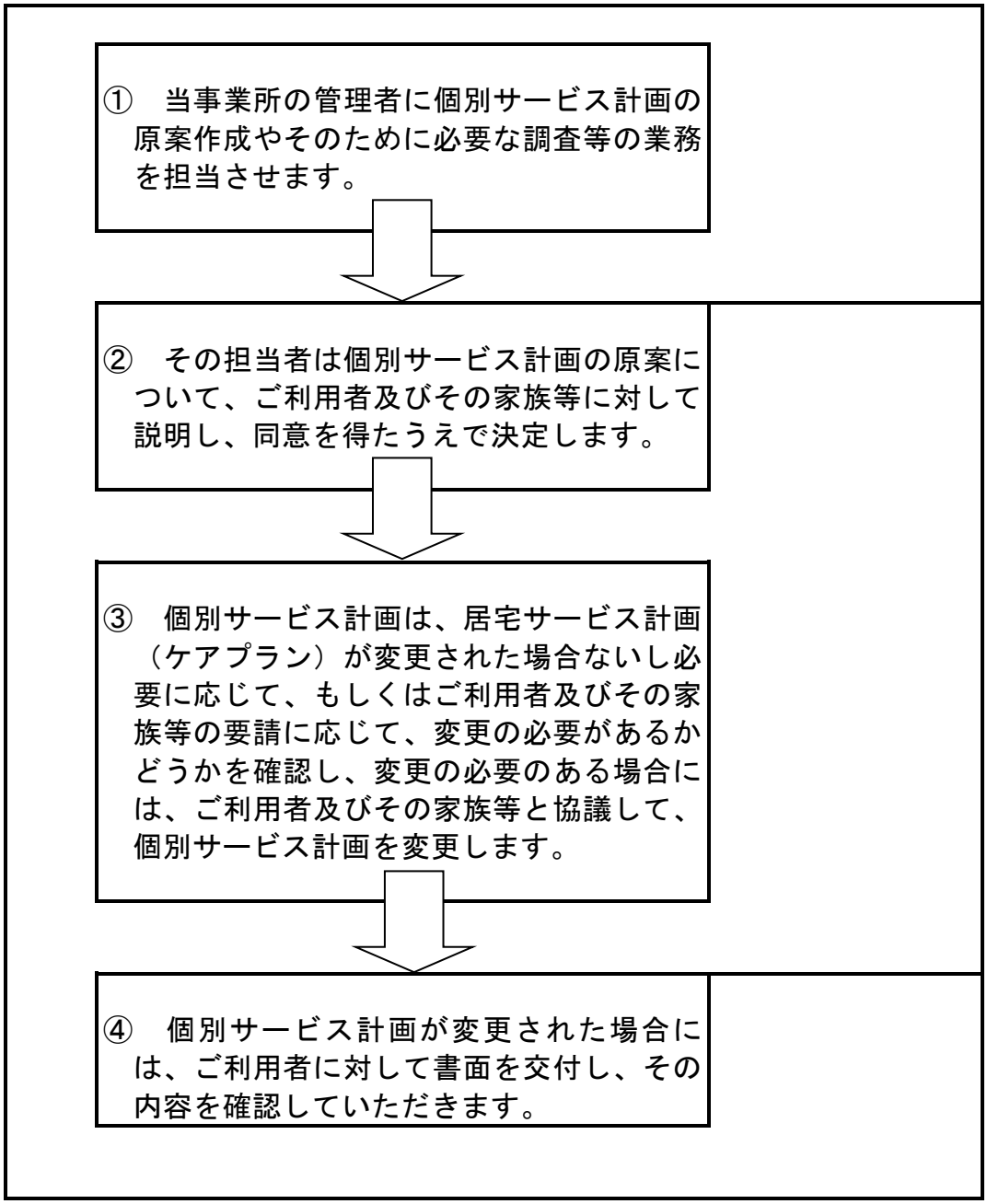

R8.6.1　改訂

（２）ご利用に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

① 要介護認定を受けている場合

○ 居宅介護支援事業所の紹介等必要な支援を行います。
○ 個別サービス計画を作成し、それに基づき、ご利用者にサービスを提供します。
○ 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。（償還払い）

↓

居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

↓

○ 作成された居宅サービス計画に沿って、個別サービス計画を変更し、それに基づき、ご利用者にサービスを提供します。
○ 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

② 要介護認定を受けていない場合

○ 要介護認定の申請に必要な支援を行います。
○ 個別サービス計画を作成し、それに基づき、ご利用者にサービスを提供します。
○ 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。（償還払い）

要支援・要介護と認定された場合	自立と認定された場合
○ 居宅サービス計画（ケアプラン）を作成していただきます。必要に応じて、居宅介護支援事業所の紹介等必要な支援を行います。	○ 利用サービスは終了します。 ○ 既に実施されたサービスの利用料金は全額自己負担となります。

R8.6.1 改訂

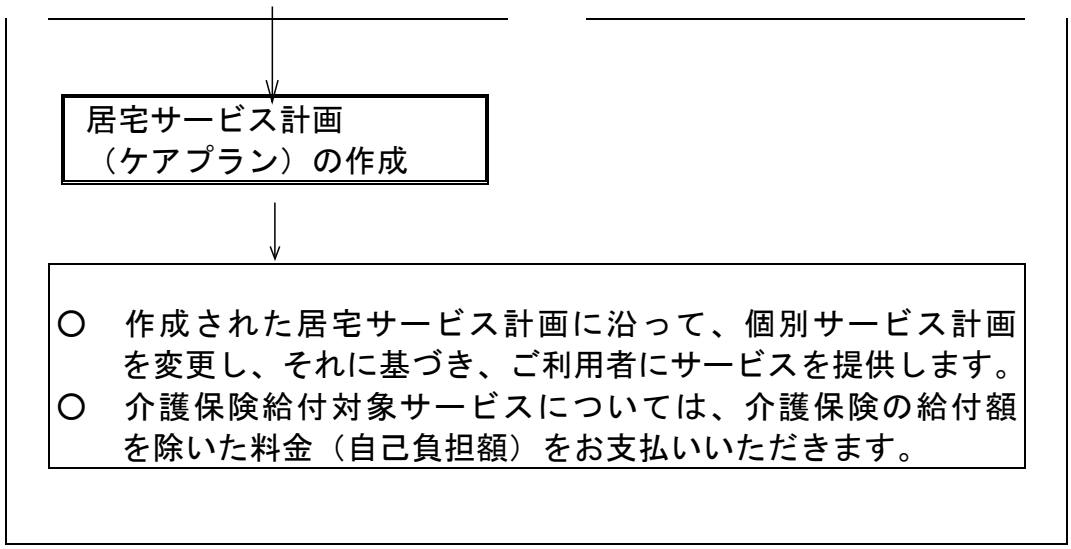

5　当事業所が提供するサービスと利用料金

（１）介護保険の給付の対象となるサービス

＜サービスの概要＞

① 食事

・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を計画します。

② 入浴

・入浴又は清拭を行います。但し、身体状況によっては、入浴を中止する場合があります。
・寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排泄

・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

・ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するために、機能訓練を実施します。

⑤ 健康管理

・来所時に健康チェックを行います。

⑥ 送迎サービス

・ご利用者の希望により、ご利用者宅と事業所間の送迎サービスを行います。

⑦ 生活相談

・ご利用者の生活上の相談や介護相談をいたします。また認知症や認知症の

周辺症状等について、相談・支援をします。

（２）サービス利用料金

別紙１　利用料金表のとおり

（３）利用料金のお支払い方法

サービス利用終了後、翌月１０日に請求書を発行しますので、同月月末日までに指定の金融機関にお支払い、もしくは直接ご持参下さい。振り込み手数料は、ご利用者負担になります。

（４）サービス利用の変更・追加・中止等について

① 当事業所の稼働状況によりご利用者の希望期間にサービスが利用できない等の変更・追加・中止について、ご相談に応じます。

② 災害時等では、事業所の都合でサービスを中止する場合があります。

③ 台風・大雨等により警報が出た場合、状況を見ながら家族（家族と連絡が付かない場合は介護支援専門員）と連携をとり、サービスの中止・早期帰宅・くにうみの里での待機等の対応をします。

６　サービス利用をやめる場合

当事業所の利用については、終了する期日を特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、（介護予防）認知症対応型通所介護サービスを利用することができますが、下記のような事項に該当するに至った場合には、（介護予防）認知症対応型通所介護サービス利用を終了していただくことになります。

① ご利用者が死亡した場合
② 要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立と判定された場合
③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により当事業所を閉鎖した場合
④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
⑥ ご利用者からサービス利用の解約の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
⑦ 事業者から利用解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（１）　ご利用者からの解約の申し出の場合

① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合

② 事業所の運営規程の変更に同意できない場合
③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく（介護予防）認知症対応型通所介護サービスを実施しない場合
④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他サービス利用を継続しがたい重大な事情が認められる場合
⑥ 他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（２）事業者からのサービス解除の申し出の場合

以下の事項に該当する場合には、サービス利用の全部又は一部を解除させていただくことがあります。

① ご利用者が、サービス利用開始時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果、サービス利用を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
② ご利用者によるサービス利用料金の支払いが６か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
③ ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、利用サービスを継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
④ 利用者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼす恐れがあったり、あるいは、ご利用者が重大な自傷行為（自殺にいたるおそれがあるような）を繰り返すなど、サービス利用を継続しがたい重大な事情が生じた場合

７　サービス提供における事業者の義務

当事業所は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、ご利用者の生命、身体、生活環境等の安全やプライバシーの保護などに配慮するなどの義務を負います。当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

① ご利用者の生命、身体、お預かりしている財産の安全に配慮します
② ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご利用者から聴取、確認します。
③ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご利用者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
④ ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、サービス完結後５年間保管するとともに、ご利用者の請求に応じて閲覧させ、複写物

の交付をします。コピー代は有料となります。
⑤　ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご利用者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録に記載する等して、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
⑥　ご利用者へのサービスの提供時において、ご利用者の病状の急変が生じた場合、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関、及び家族等への連絡を行う等、必要な処置を講じます。
⑦　事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者またはご家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。ただし、ご利用者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。このことについて「個人情報使用」に関する同意書をいただき、その範囲で個人情報を使用することとします。

8　サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、当施設を利用されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（１）他の利用者や当施設の職員に対し、暴力行為や、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。

（２）喫煙スペース以外での喫煙はできません。

9　損害賠償

（１）当事業所は、損害を賠償するために損害賠償保険に加入しています。保険の内容や詳細について説明が必要な場合には、当事業所の管理者までお申し出下さい。

（２）当事業所の責任においてご利用者に生じた損害については、事業所は速やかにその損害を賠償します。

ただし、その損害の発生の原因に、ご利用者に故意又は過失が認められ、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業所の損害賠償責任を減じる場合があります。

１０　虐待の防止

（１）虐待の未然防止

高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけサービス提供にあたります。

（２）虐待等の早期発見

利用者及びその家族からの虐待等に係る相談､利用者から市町村への虐待の届出について、適切に対応します。

（３）虐待等への迅速かつ適切な対応

虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報し、当該通報の手続き

が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めます。

〇虐待防止責任者　　課長（地域支援担当）　山　川　裕　樹
　　管理者　　堺　　直　樹

１１　業務継続計画（ＢＣＰ）の策定等

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に開催するなどの措置を講じる。

１２　相談・苦情窓口

（１）当事業所におけるご相談や苦情は以下の専用窓口で受け付けます。

受付時間　　月曜日～金曜日　　８：４５～１７：３０

〇　苦受付窓口（担　当）
　課長（地域支援担当）　　山　川　裕　樹
　管理者　　堺　　直　樹
　電話番号　：0799-22-3344
　ＦＡＸ番号：0799-22-1188

〇　苦情解決責任者
　所　長　　北　川　裕　訓
　電話番号　：0799-22-3344
　ＦＡＸ番号：0799-22-1188

〇　第三者委員
　①兵庫県社会福祉事業団監事　　中　西　史　宏
　電話番号　：078－929－5655
　ＦＡＸ番号：078－929－5688（24 時間受付）
　受付時間　：9:00～17:00（月）～（金）土日祝、年末年始除く
　②江戸町法律事務所弁護士　　吉　田　邦　子
　電話番号　：078-331-0586
　ＦＡＸ番号：078－331-0545（24 時間受付）
　受付時間　：9:00～17:00（月）～（金）土日祝、年末年始除く

（２）　行政機関その他、相談・苦情受付機関

〇兵庫県国民健康保険団体連合会	所在地 神戸市中央区三宮町１丁目９番 １－１８０１号 電話番号　０７８－３３２－５６１７ ＦＡＸ 番 号　０７８－３３２－５６５０ 受付日　月曜日～金曜日（祝日除く） 受付時間　８：４５～１７：１５

R8.6.1　改訂

○兵庫県福祉サービス運営適正化委員会	所在地 神戸市中央区坂口通２丁目１番地１号 兵庫県福祉センター内 電話番号　　０７８－２４２－６８６８ ＦＡＸ 番 号　０７８－２７１－１７０９ 受付日　　月曜日～金曜日(祝日除く) 受付時間　１０：００～１６：００
○　洲本市健康福祉部 介護福祉課	所在地 兵庫県洲本市本町３丁目４番１０号 電話番号　　０７９９－２２－９３３３ ＦＡＸ 番 号　０７９９－２６－０５５２ 受付日　　月曜日～金曜日（祝日除く） 受付時間　８：３０～１７：１５

１２　重要事項の変更

当事業所の重要事項説明書の内容に変更が生じた場合は、ご利用者にその内容を文書で交付し、口頭によりご説明した上で署名、押印をいただきます。

附　則

平成 28 年 11 月　1 日より施行
平成 29 年　7 月　1 日より施行
平成 30 年　4 月　1 日より施行
平成 31 年　4 月　1 日より施行
令和元　年　7 月　1 日より施行
令和元　年 10 月　1 日より施行
令和　２年　4 月　1 日より施行
令和　３年　4 月　1 日より施行
令和　４年　4 月　1 日より施行
令和　５年　4 月　1 日より施行
令和　６年　4 月　1 日より施行
令和　７年　4 月　1 日より施行
令和　７年　7 月 25 日より施行
令和　８年　4 月　1 日より施行
令和　８年　６月　１日より施行

R8.6.1　改訂

指定（介護予防）認知症対応型通所介護の提供に際し、利用者に対して本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明日時　　令和　　年　　月　　日　　時　　分

説明場所　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代 表 者　　住　所　兵庫県洲本市下加茂１丁目 6-6
名　称　社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団くにうみの里
所　長　北　川　裕　訓　　印

説 明 者　　デイサービスくにうみ

管理者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私達は、本書面に基づいて事業者から重要事項の交付及び説明を受け、指定（介護予防）認知症対応型通所介護の提供開始に同意しました。

利 用 者

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代 理 人

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（利用者との続柄　　）

私は、利用者が事業者から重要事項の説明を受け、指定（介護予防）認知症対応型通所介護の提供開始に同意したことを確認しましたので、私が、利用者に代わって署名を代行いたします。

署名代行者

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（利用者との関係　　）

R8.6.1　改訂